

## 内閣府経済社会総合研究所 任期付職員の募集について

内閣府経済社会総合研究所では、産前・産後休暇中の職員に代わって、当研究所の業務を行う職員（人事院規則8-12第42条第2項第3号の規定による任期付職員（産休代替任期付職員））を募集いたします。

### 1. 採用内容

職　　名 内閣府事務官（係員クラス）

（配属先：内閣府経済社会総合研究所総務部総務課）

募集人員 1名

採用期間 令和8年4月1日（予定）～令和8年7月2日（予定）

※産休代替任期付職員として勤務する間に、職務を良好な成績で遂行した場合には、引き続き、国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項に基づく任期付職員（育児休業代替任期付職員）として再採用される場合があります。

### 2. 職務内容

総務部では、経済社会総合研究所の運営にかかわる業務として、研究所の所掌事務に関する基本的な計画の企画及び立案業務等のほか、人事・会計業務や総務・庶務業務等を担っています。

今回募集する職員には、上司の指示の元、下記業務を担当して頂きます。

- ・職員の出勤簿、休暇簿、テレワーク勤務等の勤怠管理及び取りまとめ
- ・職員の給与等支給業務（超過勤務時間の確認及び集計を含む）
- ・内閣府内外の異動者等に関する業務  
（勤怠管理書類の授受、新規転入者のID登録 等）
- ・郵便等授受に関する業務 等

### 3. 応募条件

- (1)高等学校卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者。
- (2)ワード、エクセル等パソコンの操作に十分習熟していること。
- (3)国の行政機関又は地方公共団体等において、庶務業務に関する実務経験が2年程度以上あること。

### 4. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- (1)日本国籍を有しない者
- (2)国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁錮以上の刑に処せされ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者  
(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 5. 応募要領

<提出書類>

- ・履歴書（市販の用紙で可、写真添付）  
(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。(例：令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月 (株) 〇〇社〇〇部〇〇課勤務等))
  - ・志望理由 (A4 横書き、2,000 字以内)
  - ・業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの、A4 横書き）
- ※  
※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

<提出方法>

郵送

<書類送付及び問合せ先>

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 経済社会総合研究所 総務部 総務課 担当：福山

電話番号 03-6257-1598

<提出締切>

令和8年2月13日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

<選考方法>

1次選考：書類審査

2次選考：面接

※1 書類審査の結果、2次選考（面接）を行うことになった方にのみ、  
2次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

※2 応募書類は返却いたしません。

## 6. 勤務条件等

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として平日 9 時 30 分～18 時 15 分（土、日、祝日は除く）

勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1

第8合同庁舎 13F 内閣府 経済社会総合研究所内

## 7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

## 8. その他

- (1) 応募の秘密については厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

以上